

令和8年4月1日からの変更点について

近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度について、令和8年度から下記の3点を変更いたします。

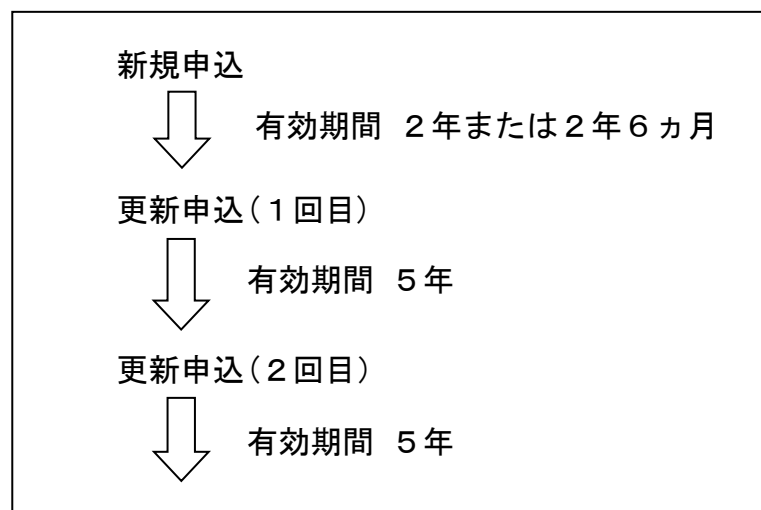
①更新申込の受付期間は、年1回前期のみとなります。

有効期限の前年5月上旬頃から前年6月下旬にお申し込みが必要です。

例えば、有効期限が令和9年3月末までの場合、令和8年5月上旬頃から6月下旬までにお申し込みをお願いします。

②更新認定の有効期間が3年から5年になります。

なお、新規認定の有効期間は、変更ございません。



③様式2 近畿地方整備局の「一般競争（指名競争）参加資格・等級」について、これまで様式への記入が必要でしたが、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しの添付、「資格決定通知書（港湾空港関係）」の写しの添付に変更します。